別紙３（第５条関係）

応募用紙

|  |
| --- |
| 応募作品 |
| 応募区分 | 1. 歴史的景観部門（奈良らしい歴史を感じさせる地域）
2. 沿道部門（広い道路の沿線）
3. 商業地、駅周辺部門（店舗の集まる地域、駅周辺）
4. 一般地域部門（１～３に該当しない地域）
 |
| 広告主（表示内容） |  |
| 設置場所（住所） |  |
| デザイナー（社名・連絡先） |  |
| 製作者 |  |
| 応募・推薦理由 |  |

|  |
| --- |
| 応募者 |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |

※１　応募区分について、内容を確認のうえ、主催者で区分を変更する場合があります。

※２　応募された作品については、自動的に「みんなでいいね！なら部門（一般投票部門）」でも審査対象となります。そのため応募された作品については、きれいな奈良県づくり功労賞（「景観づくり」部門　まちなみ景観の形成　奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物）Instagram公式アカウントで一般公開され、一般投票の対象となります。

※３　他薦の場合、デザイナー・製作者は可能な範囲で記載してください。

※４　広告物の写真については、別添とし、広告物の近景１～２枚、広告物の遠景１～２枚、合計２～４枚としてください。うち１枚は、可能な限り夜間景観の写真としてください。

※５　記入いただいた個人情報は、きれいな奈良県づくり功労賞についての連絡にのみ使用します。

別記２（第６条関係）

**募　集　基　準**

きれいな奈良県づくり功労賞表彰要綱に基づき、募集対象を以下のとおり定める。

１．奈良県内に適法に掲出されている広告物で、以下のようなもの

・地域らしさを表現し、地域の景観形成に寄与しているもの

・掲出場所、大きさ、色彩等が周辺景観に調和しているもの

・美しく、表現の優れているもの

・夜間景観への配慮等が優れているもの

※ 不適法なものは、審査の対象外となることがある

※ はり紙、はり札、立て看板等の簡易広告物は除く

※ 法で定義されている屋外広告物以外の広告物も応募可能

（商店街のアーケード内、公園内に設置されている広告物等）

２．１に掲げる広告物について、次の区分ごとに募集を行う。

（１）歴史的景観部門（奈良らしい歴史を感じさせる地域）

（２）沿道部門（広い道路の沿線）

（３）商業地、駅周辺部門（店舗の集まる地域、駅周辺）

（４）一般地域部門（１～３に該当しない地域）

　※　前項の募集区分で応募された作品については、自動的に「みんなでいい ね！なら部門（一般投票部門）」でも審査対象となる。